

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター
汚泥処理施設更新工事

実施方針

令和2年6月

川崎市 上下水道局 下水道部

目 次

| | | |
|-------|--|----|
| 第 1 章 | 事業内容に関する事項 | 1 |
| 1. | 事業名称 | 1 |
| 2. | 事業の対象となる施設 | 1 |
| 3. | 公共施設等の管理者 | 1 |
| 4. | 事業目的 | 1 |
| 5. | 事業概要 | 1 |
| 6. | 事業方式 | 4 |
| 7. | 事業期間・スケジュール（予定） | 4 |
| 8. | 費用負担 | 4 |
| 9. | 事業期間終了時の措置 | 4 |
| 10. | 要求水準書 | 4 |
| 11. | 遵守すべき関係法令等 | 4 |
| 第 2 章 | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 6 |
| 1. | 事業者の決定方針 | 6 |
| 2. | 事業者決定までのスケジュール（予定） | 6 |
| 3. | 応募者の資格等 | 6 |
| 4. | 事業提案書の審査等 | 9 |
| 5. | 提出書類に関する条件 | 10 |
| 6. | 構成員の変更 | 10 |
| 第 3 章 | 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 | 12 |
| 1. | リスク分担の考え方 | 12 |
| 2. | 予想されるリスクの責任分担 | 12 |
| 3. | 事業者の責任の履行に関する事項 | 12 |
| 4. | 市による実施状況のモニタリング等 | 12 |
| 第 4 章 | 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 14 |
| 第 5 章 | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 15 |
| 1. | 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置 | 15 |
| 2. | 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置 | 15 |
| 3. | 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置 | 15 |
| 4. | その他 | 15 |
| 第 6 章 | その他事業の実施に関し必要な事項 | 16 |
| 1. | 応募に伴う費用負担 | 16 |
| 2. | 本実施方針への質疑に関する事項 | 16 |

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【本事業】** 入江崎総合スラッジセンターのうち、既存1系汚泥処理設備の更新について、民間事業者が一体的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事」をいう。
- 【汚泥処理設備】** 汚泥を減量化又は安定化することを目的として行うもので、濃縮、消化、脱水、乾燥、焼却、炭化、熔融等の工程で使用される設備をいう。（既存1系汚泥処理設備とは、現在稼働している1系焼却設備のことで、1系濃縮設備、1系脱水設備、1系焼却設備及び関連する付帯設備等を指す。）
- 【汚泥処理施設】** 汚泥処理設備及び土木・建築構造物（杭基礎含む。）を含む施設全体をいう。
- 【新1系汚泥処理施設】** 現在稼働している全4系列の汚泥処理施設とは別の土地（入江崎総合スラッジセンター敷地内）に建設する新しい1系汚泥処理施設をいう。
- 【事業者】** 本事業を委ねる民間事業者をいう。
- 【事業提案書】** 応募資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出する書類、図書をいう。
- 【募集要項等】** 募集要項とあわせて、市が公表する書類一式をいう。
- 【第三者】** 市及び事業者を除く者をいう。
- 【発生汚泥の再生利用】** 発生汚泥の燃料又は肥料としての再生利用をいう。例えば、下水汚泥固形燃料や消化ガス、発生汚泥等の焼却廃熱等を利用することであり、肥料では例えば、りんその他の発生汚泥等に含まれる有用物質やコンポスト化した発生汚泥等を利用することを指す。
- 【汚泥の有効活用】** 場外に搬出した下水汚泥を建設資材、エネルギー、緑農地等に利用することを指す。
- 【応募者】** 事業者の選定にかかる募集に応募する単体企業又は複数で構成された企業グループ（共同企業体）をいう。（協力企業含む。）
- 【応募資格審査通過者】** 応募者のうち、本市が審査した結果、応募参加資格を有していると認められた者であり、参加資格者をいう。
- 【優先交渉権者】** 応募選考の結果、優先交渉権を与えられた者であり、受注適格者をいう。
- 【共同企業体】** 複数の企業からなる企業体。施設の設計・建設の実施者を含む。
- 【代表企業】** 単体企業又は構成員の中から選出された企業で、代表して応募手

続き等を行う者をいう。

【構成員】 事業者のうち共同企業体に出資を行い、共同企業体を構成する企業をいう。

【協力企業】 応募者を構成する法人で、当該応募者が優先交渉権者となった場合、事業開始後、事業者である共同企業体から直接業務を受託し又は請け負うことを予定しているが、共同企業体には出資しない法人をいう。

【評価委員会】 「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事プロポーザル評価委員会」をいう。

【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の見地をいう。

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事

2. 事業の対象となる施設

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター（川崎市川崎区塩浜3-24-12）
新1系汚泥処理施設及び既存1系汚泥処理設備

3. 公共施設等の管理者

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

4. 事業目的

川崎市（以下「市」という。）では、公共下水道の4つの終末処理場（入江崎水処理センター、加瀬水処理センター、等々力水処理センター、麻生水処理センター）から発生する下水汚泥を入江崎総合スラッジセンターに集約し、現在は全量焼却し、セメント原料として有効利用を図っている。

本事業は現在稼働している既存1系汚泥処理設備の更新事業として、新1系汚泥処理施設的设计・建設及び既存1系汚泥処理設備の撤去を行う。また、事業の実施にあたっては、民間事業者の独自技術や創意工夫を活用し、より経済的かつ温室効果ガスの排出量削減を目標として汚泥の再生利用及び有効活用を図るものである。

5. 事業概要

入江崎総合スラッジセンター内において、現在稼働している全4系列の汚泥処理施設とは別の土地（敷地内）に新1系汚泥処理施設を設計・建設する。また、建設後、既存1系汚泥処理設備の撤去を行うものである。

本事業は、社会資本整備総合交付金の基幹事業にあたり、交付対象である。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される

(1) 事業者が行う業務の範囲

①新1系汚泥処理施設的设计及び建設

事業者は、既存1系汚泥処理設備の更新工事として、現在稼働している全4系列の汚泥処理施設とは別の土地（敷地内）に新1系汚泥処理施設的设计及び建設を行う。

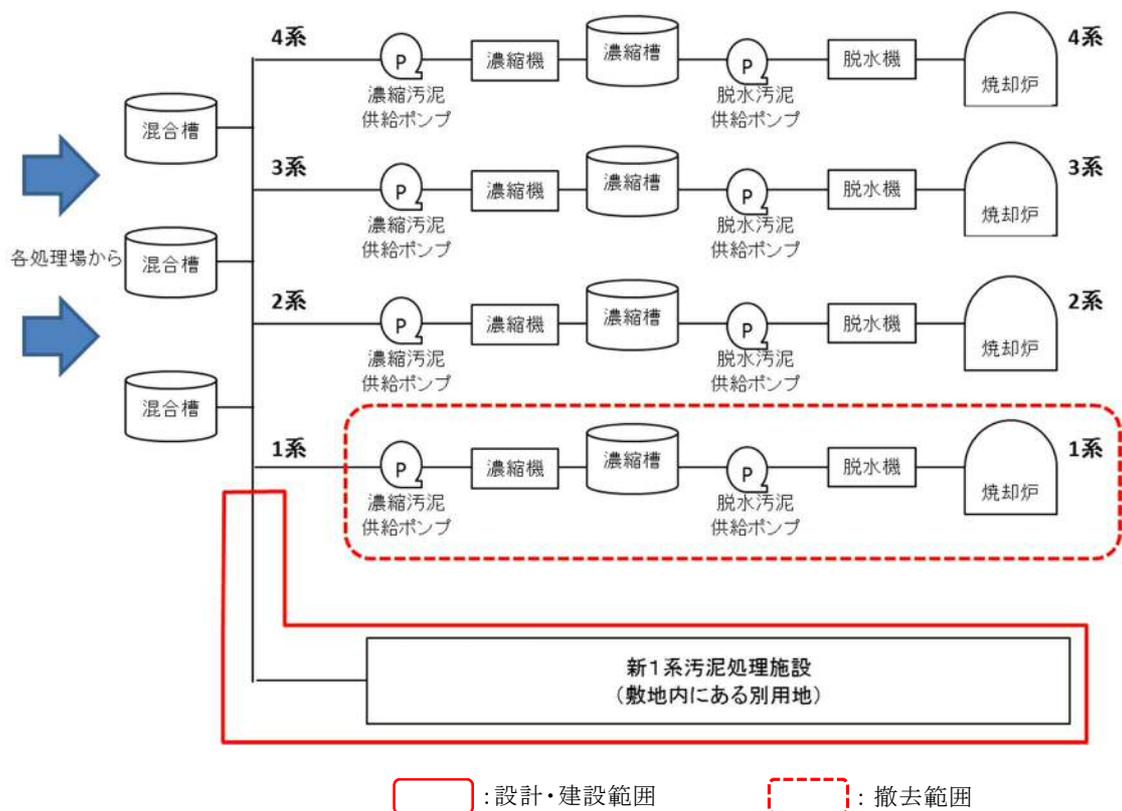
新1系汚泥処理施設は、温室効果ガスの排出量削減を目標とし、下水汚泥の処理工程により発生する汚泥を再生利用する施設的设计及び建設を行うものとする。新1系汚泥処理

施設の仕様は事業者提案により決定する。

なお、汚泥の有効利用（例として焼却設備の場合はセメント原料、炭化及び乾燥設備の場合は燃料。）の15年間の利用先に関する提案を行うものとする。また、優先交渉権者となった場合、事業契約前に利用先と市の運用について、調整を完了させるものとする。

②既存1系汚泥処理設備の撤去

既存1系汚泥処理設備の撤去に係る設計及び撤去作業（処分含む。）を業務の範囲とする。



本事業の施工範囲イメージ図

③その他

本事業に必要な各種申請書類（国の交付金申請書類等）の作成

(2) 事業規模

新1系汚泥処理施設及び既存1系汚泥処理設備の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

①新1系汚泥処理施設の規模及び範囲

- ・乾燥固形物量は40トン（DS/日）とする。
- ・設備の構成は入江崎総合スラッジセンター内において指定する事業用地範囲の限りにおいて問わない。
- ・設計・建設：標準的な内容を以下に示す。

但し、設計に必要なとなる測量調査、地質調査、土壌調査、試掘調査は設計に含める。

| 工種 | 設計・建設範囲 |
|----------|--|
| 土木 | ・設備棟 基礎及び地下躯体 ・場内整備（新1系汚泥処理施設用地周辺に限る。） |
| 建築 | ・設備棟 地上躯体及び建築設備 ・新1系汚泥処理施設 囲い壁（屋外設備がある場合） |
| 機械 電気 | ・汚泥処理設備 ・既存の2～4系列汚泥処理施設との接続に必要なとなる付帯設備等 |

②撤去

既存1系汚泥処理設備（1系濃縮設備、1系脱水設備、1系焼却設備及びこれらの付帯設備等）を対象とする。ただし、撤去対象は機械設備及び電気設備とし、土木基礎は残置とする。

③処理施設の配置

設計・建設する新1系汚泥処理施設及び撤去する既設1系汚泥処理施設の配置は「別紙1. 施設配置図」のとおりとする。

(3) 適用技術方式

新1系汚泥処理施設に適用する汚泥処理の技術方式は、発生汚泥の再生利用をする技術であり、次のいずれかの評価、証明を本事業の応募資格確認申請書類等の提出時までには得ているもの。

- ・地方共同法人日本下水道事業団による技術評価
- ・公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明又は新技術研究成果証明
- ・国土交通省によるB-DASH事業の実証評価

6. 事業方式

本事業は、DB（Design Build：設計施工一括）方式で実施するものとする。

7. 事業期間・スケジュール（予定）

本事業の事業期間は以下のとおりとする。

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 優先交渉権者決定 | 令和3年7月（予定） |
| 契約交渉期間 | 令和3年8月～令和3年9月（予定） |
| 契約の締結 | 令和3年9月（予定） |
| 設計・建設期間契約 | 締結日の翌日～令和7年12月31日 （3か月以上の試運転含む。） |
| 撤去期間 | 令和8年1月1日～令和8年12月31日 |

8. 費用負担

新1系汚泥処理施設の設計・建設及び既存1系汚泥処理設備の撤去に係る費用を市が負担する。

9. 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間の終了時において要求水準書に示す性能かつ提案した内容を満足する状態に保持しなければならない。

10. 要求水準書

要求水準書は、後日、市のホームページで公表する。

11. 遵守すべき関係法令等

本事業を実施するに当たり事業者が遵守すべき関係法令等は、以下のとおりである。

- ア 下水道法
- イ 水防法
- ウ 河川法
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- オ ダイオキシン類対策特別措置法
- カ 環境基本法
- キ 大気汚染防止法
- ク 騒音規制法
- ケ 振動規制法
- コ 悪臭防止法

- サ 水質汚濁防止法
- シ 土壤汚染対策法
- ス 消防法
- セ 建築基準法
- ソ 労働基準法
- タ 労働安全衛生法
- チ 職業安定法
- ツ 労働者災害補償保険法
- テ 電気事業法
- ト 都市計画法
- ナ 建設業法
- ニ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ヌ 計量法
- ネ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ノ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ヒ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- フ 景観法
- ヘ 循環型社会形成推進基本法
- ホ 神奈川県環境基本条例
- マ 川崎市環境基本条例
- ミ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- ム 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例
- メ 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
- モ 川崎市都市景観条例
- ヤ 川崎市火災予防条例
- ユ 川崎市総合調整条例
- ヨ その他関係する法令、規則、条例、要綱、通達、通知等

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の決定方針

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 事業者決定までのスケジュール（予定）

事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

| | |
|-----------|----------------------|
| 令和2年7月15日 | 実施方針に関する質疑等の締切り |
| 令和2年7月31日 | 実施方針に関する質疑等に対する回答の公表 |
| 令和2年12月中旬 | 募集要項等（要求水準書含む。）の公表 |
| 令和2年12月下旬 | 現場見学会 |
| 令和3年2月中旬 | 応募資格確認申請書類等の提出締切り |
| 令和3年5月下旬 | 事業提案書の提出締切り |
| 令和3年7月中旬 | 応募者プレゼンテーション |
| 令和3年7月下旬 | 優先交渉権者の決定 |
| 令和3年8月下旬 | 基本協定締結 |
| 令和3年9月下旬 | 事業契約の成立 |

3. 応募者の資格等

応募者は、応募資格確認申請書等の提出期限の時点において、以下の要件を全て満たしていることとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ①応募者は、単体企業の場合は代表企業と協力企業、または代表企業のみで構成するものとする。共同企業体の場合は構成員（代表企業含む。）及び協力企業、または構成員（代表企業含む。）のみで構成するものとする。なお、応募者は応募資格確認申請時に、代表企業、構成員及び協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。
- ②応募者は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ③応募者が、本事業を行う目的で共同企業体を形成する場合、「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事共同企業体取扱要綱」（以下「共同企業体要綱」という。）に準拠すること。

- ④同一の応募者が本事業に対し複数の事業提案を行うことはできない。
- ⑤共同企業体を形成する場合、特定JV新規登録申請を応募資格確認申請書等の提出期限までに行うこと。

(2) 共通の参加資格

構成員（代表企業含む。）及び協力企業等、本工事に携わるものは、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者
- ②国税又は市税の未納がない者
- ③川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない者
- ④神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者
- ⑤次のいずれにも該当しない者
 - (a) 契約規程第2条の規定により一般競争入札に参加できない者
 - (b) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）第2条又は第3条の規定により指名停止を受け、指名停止期間中である者
- ⑥本事業の募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、本事業の募集開始の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、本事業の募集開始の日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ⑨本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

委 託 名：入江崎総合スラッジセンター1系汚泥処理施設

更新工事事業者選定支援業務委託

請負業者：株式会社 N J S

(3) 各業務にあたる者の参加資格

新1系汚泥処理施設の設計・建設及び既存1系汚泥処理設備の撤去を行う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることを認める。

①設計業務にあたる者

- (a) 機械・電気設備の設計に関する業務にあたる者は、管理技術者として、技術士登録の総合技術監理部門（選択科目は下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る。）の資格を有する技術者を配置することができること。
- (b) 建築構造物の設計に関する業務にあたる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士の資格を有する技術者を配置することができること。
- (c) 土木構造物の設計に関する業務にあたる者は、技術士登録の上下水道部門（選択科目は下水道とするものに限る。）の資格を有する技術者を配置することができること。

②建設及び撤去業務にあたる者

- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、建築一式工事、土木一式工事、機械器具設置工事業及び電気工事の各業務について、1社以上の構成員（代表企業含む。）があたること。また、各業務にあたる構成員（代表企業含む。）は、各業務につき、特定建設業の許可を受けていること及び監理技術者を専任として配置すること。
- (b) 機械設置工事にあたる構成員（代表企業含む。）は、本事業の募集開始の日に関内での公共事業において下水道事業又は、し尿・浄化槽汚泥処理事業、若しくは両者を含む事業において処理能力40トン（DS/日）以上の脱水汚泥を対象に汚泥処理の最終処理を行う設備（焼却設備、乾燥設備、炭化設備等）の元請として施工した実績を有する者。なお、PFI法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社から受注し元請として施工した実績を含めるものとする。
なお、施工した実績は、例えば本事業での事業者提案が焼却設備であれば、焼却設備の実績であり、乾燥設備であれば乾燥設備の実績とする（機器の構成、方式は問わない）。
- (c) 建築一式工事、土木一式工事、電気工事にあたる構成員（代表企業含む。）は、各業務につき、建設業法に規定する経営規模等評価点結果通知書・総合評定値通知書（本事業の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による内容であること。）の総合評点値（P点）が下記の点数以上であること。

建築一式：910点以上

土木一式：910点以上

電気：830点以上

(4) 代表企業及び構成員に必要な資格

①代表企業は応募資格確認申請書等の提出期限までに令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿（仮称）「機械」の登録申請手続きを行うこと（登録申請書を提出すること）。また、登録資格を満足していること。

②代表企業及び構成員は本事業の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者（有効期間内の経営規模等評価点結果通知書・総合評定値通知書を有していること。）

③構成員は応募資格確認申請書等の提出期限までに令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿（仮称）の登録申請手続きを行うこと（登録申請書を提出すること）。また、登録資格を満足していること。

4. 事業提案書の審査等

(1) 提案の審査及び評価

事業提案書の審査及び評価は、川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事プロポーザル審査委員会及び評価委員会により行う。

(2) 評価内容

評価内容は、優先交渉権者選定基準（提案書の評価に関する基準）による。

（令和2年12月中旬公表予定）

(3) 評価結果の公表

評価結果は、市のホームページにおいて公表する。

(4) 応募資格確認申請書等及び事業提案書に関する事項

提出書類は返却しない。市は提出書類を本事業の応募資格の確認及び事業提案書の審査及び評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

(5) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者選定基準に基づき算定した評価値が、最も高い応募者と契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の決定後、事業契約の締結までに事業者又はその共同企業体の構成員のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の応募者と協議を行う。その場合、評価値の順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

5. 提出書類に関する条件

提出書類は、募集要項等を満たすものとする。

なお、提出書類の取扱いは次のとおりとする。

(1) 著作権

応募者が提出した提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他市が必要と認める場合、市は応募者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、優先交渉権者以外の提案については、本事業の講評以外には使用しない。なお、市と事業契約を締結した者から提出を受けた書類については返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

6. 構成員の変更

(1) 構成員の変更に係る原則

応募資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が応募資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、応募資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更」という。）は、原則として認めない。

(2) 構成員の変更に係る特例

① 応募資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

共同企業体の構成員（代表企業を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成することができるものとする（共同企業体要綱第8条2項に該当）。また、市は、応募者が構成員の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

② 事業提案書提出日から優先交渉者決定日まで

市は、事業提案書提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が応募参加資格を喪失した場合で応募者が構成員の変更（応募参加資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない、また、申請は市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2. 予想されるリスクの責任分担

市と事業者との責任分担は、原則として「別紙 2. リスク分担表(案)」によることとし、事業者からの意見を踏まえ、必要な事項については別途提示する。

3. 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、後日公表する事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意を持って責任を履行する。

4. 市による実施状況のモニタリング等

(1) モニタリングの実施等

市は、事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に規定した要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

事業者は、市が要求する項目について報告を行い、要求水準書及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて市の確認を受けなければならない。要求水準書及び事業提案書の内容に適合していない場合等、市は、必要に応じて事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。モニタリング方法は「別紙 3. モニタリング計画(案)」による。

(2) モニタリングの時期等

①設計時

市は事業者によって行われた設計の内容について確認を行い、要求水準書及び事業提案書の内容に適合しない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

②建設時

事業者は、定期的に市から施工状況等の確認を受ける。市が要請したときは、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行わなければならない。市はいつでも工事現場での施

工状況等の確認を行うことができる。市は、その内容について、要求水準書及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、市は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

③工事完了・施設引渡時

事業者は、工事記録を用意し、市の完成検査を受ける。市は、施設が要求水準及び事業提案書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、市は事業者に補修又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(3) 契約不適合等の損害賠償等

契約不適合等の損害賠償等は、後日公表する事業契約書(案)による。

第4章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

市と事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第5章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続して既存の全4系列の汚泥処理施設を含む維持管理運営が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者が行う業務内容が市の定める要求水準及び事業者の提案内容に適合しない場合で、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合又はその懸念が生じた場合には、市は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約書に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2項の規定により、市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4. その他

本事業が要求水準書及び事業提案書に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、後日公表する事業契約書(案)に定める。

第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2. 本実施方針への質疑に関する事項

(1) 提出期間

令和2年7月1日(水)から令和2年7月15日(水) 17:00まで

(2) 提出方法

本実施方針についての質問について、質問内容を簡潔にまとめ、「別紙 4.実施方針に関する質問書」により受け付ける。質問書は、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うものとする。

提出先電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

(4) 実施方針の変更

実施方針の公表後における民間事業者等からの意見等を踏まえ、募集要項等の公表までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページに掲載することにより公表する。

(5) 回答予定日

令和2年7月31日(金)(予定)

(6) 注意事項

質問内容を正確に把握するため、電話での受付はしない。

(7) 問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市上下水道局下水道部下水道計画課施設計画担当

電話 044-200-3209

ファクシミリ 044-200-3980

電子メール 80gkeika@city.kawasaki.jp

(別紙2) リスク分担(案)

| 段階 | リスクの種類 | No. | リスクの内容 | 川崎市 | 事業者 | | |
|----------|----------|--|---------------------------------------|---|------------------------|-----|---|
| 共通 | 制度変更リスク | 1 | 市の政策変更による事業の変更・中断・中止など | ○ | | | |
| | | 2 | 本事業に直接関わる法制度の新設・変更等 | ○ | | | |
| | | 法令変更リスク | 3 | No.2以外の法制度の新設・変更等であって市が対応すべき事項 | ○ | | |
| | | | 4 | No.2以外の法制度の新設・変更等であって事業者が対応すべき事項 | | ○ | |
| | | 税制変更リスク | 5 | 消費税の変更 | ○ | | |
| | | | 6 | 本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益にかかる税、消費税を除く) | ○ | | |
| | | | 7 | 法人の利益にかかる税の変更 | | ○ | |
| | | 許認可リスク | 8 | 事業者の帰責事由による許認可取得遅延 | | ○ | |
| | | | 9 | 上記以外の事由による許認可取得遅延 | ○ | | |
| | 社会リスク | 住民対策 | 10 | 施設設置そのものに関する住民対策 | ○ | | |
| | | | 11 | 事業者が実施する業務に関する住民対策(主に、工事及び運用時の騒音・振動・悪臭、工事車両の出入り等への対策) | | ○ | |
| | | 第三者賠償 | 12 | 事業者が実施する業務に関する環境問題(周辺への大気・水質等の環境悪化等) | | ○ | |
| | | | 13 | 市の帰責事由により第三者に与えた損害 | ○ | | |
| | | 第三者からの損害 | 14 | 事業者の帰責事由(調査・施工・管理運営等に伴うもの、管理注意義務を怠った場合など)により第三者に与えた損害 | | ○ | |
| | | | 15 | 市の帰責事由により第三者から与えられた損害 | ○ | | |
| | | 安全確保リスク | 16 | 事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害 | | ○ | |
| | | | 17 | 設計、施工業務における安全性の確保 | | ○ | |
| | | 経済リスク | 物価変動リスク | 18 | 施設の設計・施工段階のリスクをカバーする保険 | | ○ |
| | | | | 19 | 物価変動による費用増減リスク(一定の範囲内) | | ○ |
| | 中止・延期リスク | 構成員・協力会社リスク | 20 | 物価変動による費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分・急激なインフラ等) | ○ | | |
| | | | 21 | 構成員・協力会社の能力不足等による事業悪化 | | ○ | |
| | | 債務不履行リスク | 22 | 市の帰責事由による(市の債務不履行)事業の中止・延期・方針変更 | ○ | | |
| | | | 23 | 市の帰責事由による支払の遅延・不能によるもの | ○ | | |
| | | | 24 | 事業者の帰責事由による(事業破綻、事業放棄など)事業の中止・延期 | | ○ | |
| | 不可抗力リスク | 25 | 戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの | ○※1 | | | |
| 契約締結前 | 契約前リスク | 26 | 応募に係る費用負担 | | ○ | | |
| | | 契約リスク | 27 | 市の帰責事由による契約の未締結 | ○ | | |
| | | | 28 | 事業者の帰責事由による契約の未締結 | | ○ | |
| 議会議決リスク | 29 | 債務負担行為に関する議会の不承認 | ○ | | | | |
| 設計 | 設計リスク | 30 | 市が提示した与条件の不備 | ○ | | | |
| | | 31 | 事業者が実施した設計の不備 | | ○ | | |
| | | 32 | 建設予定地の確保に関すること | ○ | | | |
| | 用地等リスク | 33 | 建設に要する資材置き場等の確保に関すること | | ○ | | |
| | | 34 | 土壌汚染、地下埋設物に関するもの | ○ | | | |
| | 測量・調査リスク | 35 | 市が実施した測量・調査に関するもの | ○ | | | |
| 36 | | 事業者が実施した測量・調査に関するもの | | ○ | | | |
| 建設 | 建設リスク | 工事完了の遅延 | 37 | 市の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合 | ○ | | |
| | | | 38 | 事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合 | | ○ | |
| | | 工事費増減 | 39 | 市の指示による工事費の増加 | ○ | | |
| | | | 40 | 事業者の帰責事由による工事費の増加 | | ○ | |
| | | 仕様未達 | 41 | 検査等において要求水準の未達が発見された場合 | | ○※2 | |
| 引渡前損害リスク | 42 | 工事的目的物の引渡し前に工事的目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害 | | ○ | | | |
| 事業終了 | 終了手続き | 43 | 施設移管手続きに伴う諸費用発生、共同企業体の清算手続きに伴う損益等 | | ○ | | |
| | | 44 | 事業終了時の施設状態における契約内容との不適合 | | ○※3 | | |

※1 施設引渡し前の施設損壊を除く。

※2 工事範囲の設備に限る。

※3 契約不適合における履行の追完の期間は、土木建築構造物は2年間、機械電気設備及び場内整備における舗装工事は1年間とする。

(別紙3) モニタリング計画 (案)

1. モニタリングの目的

市は、事業者による設計・施工が要求水準書及び事業提案書に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行うものとする。

2. モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、建設工事中、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・建設の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けるものとする。

なお、管理者は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

3. モニタリングの方法

モニタリング方法について、市は事業者が提出する資料に基づき評価を行うものとする。主なモニタリング項目は「別表1. 主なモニタリング項目」のとおりとする。

4. モニタリングの結果

本事業のモニタリングにより、設計・建設の実施状況が事業契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じるものとする。

別表1 主なモニタリング項目（案）

| 業務項目 | 業務内容 | 備考 |
|-----------|-----------------------|----|
| 1. 事業着手手続 | 着手手続 | |
| 2. 共通業務 | (1) 三者協議 | |
| | (2) 設計図書の確認 | |
| | (3) 設計及び工事内容・工程の確認 | |
| | (4) 定例及び臨時会議 | |
| | (5) 出来形の確認、出来高検査の立会 | |
| | (6) 工事完了の確認、竣工検査の立会 | |
| | (7) 工事関係書類の確認 | |
| 3. 仮設工事 | (1) 施工計画書の確認 | |
| | (2) 施工（変位量の変化，推移等）の確認 | |
| | (3) 濁水処理水質、排水先の確認 | |
| 4. 土工事 | (1) 施工計画書の確認 | |
| | (2) 掘削工事の確認 | |
| | (3) 埋戻し，盛土工事の確認 | |
| | (4) 水替方法（地下水，地盤変位）の確認 | |
| | (5) 残土処分，処分先の確認 | |
| 5. 土木工事 | (1) 施工計画書の確認 | |
| | (2) 管布設の確認 | |
| | (3) 基礎の出来形の立会、確認 | |
| | (4) 躯体の出来形の立会、確認 | |
| 6. 建築工事 | (1) 施工計画書の確認 | |
| | (2) 躯体の出来形の立会、確認 | |
| | (3) 建築設備の仕様の確認 | |
| | (4) 建築設備の出来形の立会、確認 | |
| 7. 機械電気工事 | (1) 施工計画書の確認 | |
| | (2) 機械電気設備の仕様の確認 | |
| | (3) 機械電気設備の出来形の立会、確認 | |
| 8. 付帯工事 | (1) 施工計画書の確認 | |
| | (2) 殻処分、処分先の確認 | |
| | (3) 支障物件撤去、再設置の確認 | |
| | (4) 出来形の立会、確認 | |
| 9. 業務完了手続 | 完了手続 | |

(別紙4) 実施方針に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針に関する質問書

「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事」の実施方針について以下のとおり質問書を提出します。

| | | |
|-------|----------|--|
| 提出者情報 | 提出者名 | |
| | 所在地 | |
| | 所属 | |
| | 担当者名 | |
| | 電話 | |
| | FAX | |
| | Eメールアドレス | |

| № | 頁 | 見出し符号 | | | | 項目名 | 内容 |
|----|---|-------|----|-----|----|-------------|-------------|
| | | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | | |
| 例 | 2 | 第1 | 5 | (1) | ① | 事業者が行う業務の範囲 | 〇〇〇〇〇でしょうか。 |
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |